

電子入札の実施要領

平成21年11月1日制定
指宿市総務部財政課

制度の導入目的と今後の流れ

1 目的

(1) 制度導入の経緯

平成19年9月から鹿児島県において「かごしま県市町村電子入札システム」が導入され、鹿児島県を始め、県内の市町村において電子入札システム制度による入札が行われております。



本市では、これまで入札会場において紙入札により入札を行ってまいりましたが、入札の透明性や公正性の確保、入札事務の効率化を図るため、平成22年4月からインターネットを利用した電子入札を行うこととしました。

(2) 電子入札システムとは

インターネットに接続したパソコンから工事及び業務委託等の入札が電子的に可能となり、入札案件の確認や開札結果の閲覧ができるようになります。



入札参加者は会社に居ながらにして入札に参加できるようになり、事務作業の簡素化、移動コストの削減につながります。また、市においても事務作業の簡素化が図られます。

電子入札ではインターネットを介して互いに顔が見えないところから入札を行うため、電子的な本人確認として「電子証明書」を用い、暗号化によるセキュリティ対策を施します。

2 制度の導入時期

平成22年4月から（平成22年3月までは試行期間）

3 入札の対象となるもの

「建設工事」及び「設計等」を対象としています。



4 対象となる入札案件

条件付一般競争入札及び指名競争入札による入札案件を対象とします。

5 電子入札システムの利用者

次の要件をいずれも満たしていることとします。

- (1) 指宿市競争入札参加資格登録者名簿に登録されている者
- (2) 電子入札システムへの利用者登録を行っている者



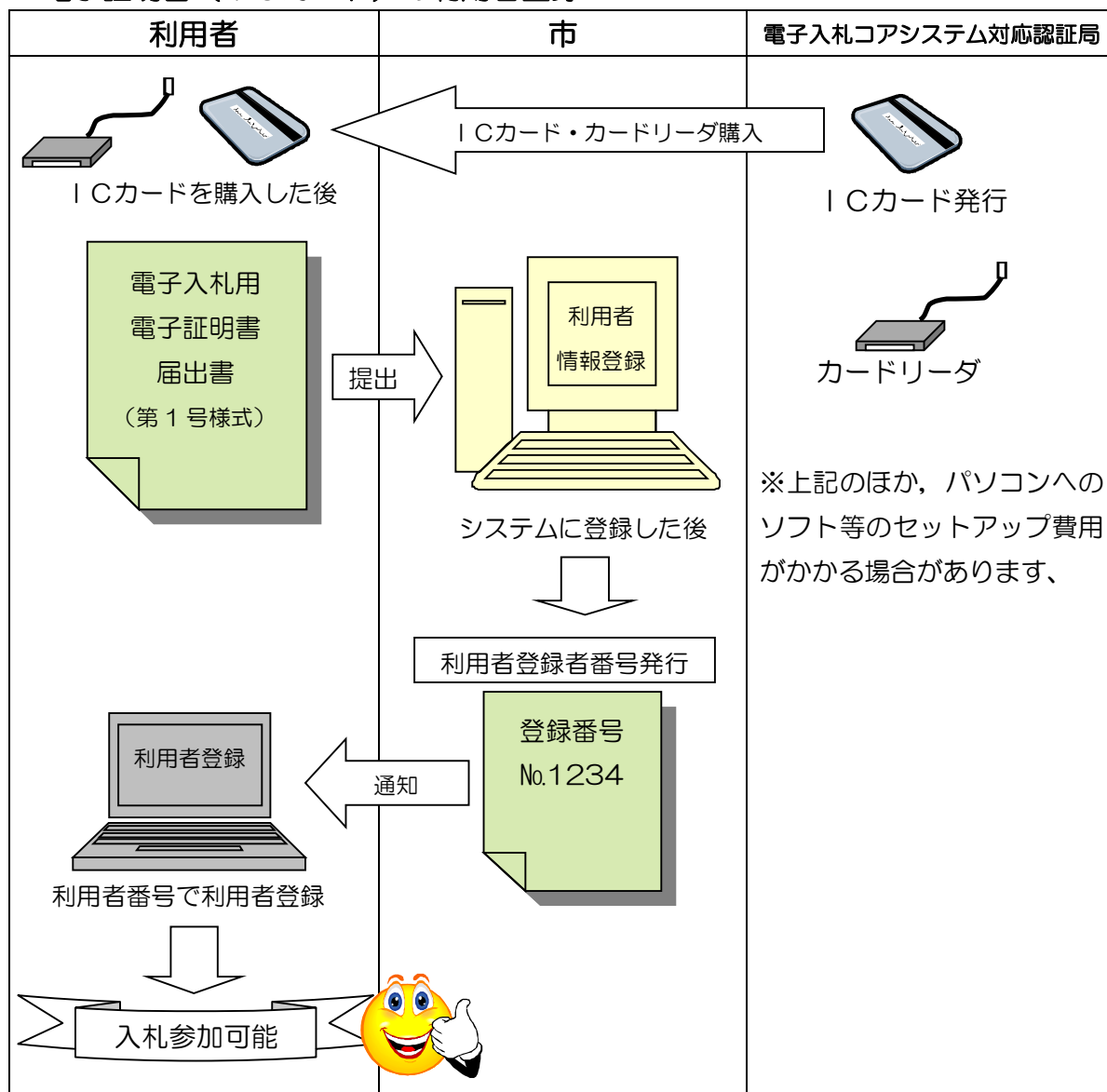
6 告示等の遵守

市のシステムを利用する者は、かごしま県市町村電子入札システム利用者共通規約（以下「共通規約」といいます。）、指宿市電子入札実施要綱、市の条例及び規則を遵守するものとします。

利用者登録

電子入札に参加するためには登録が必要です。

7 電子証明書（ICカード）の利用者登録



注意してほしいこと！

ICカードの名義は、指宿市競争入札参加資格登録者名簿に登録されている者（次の①～③のいずれかの者）の名義としてください。

- ①個人事業者の場合 事業主
- ②法人の場合 法人の代表者
- ③上記の①または②の者から契約締結に関する権限の委任を受けた者

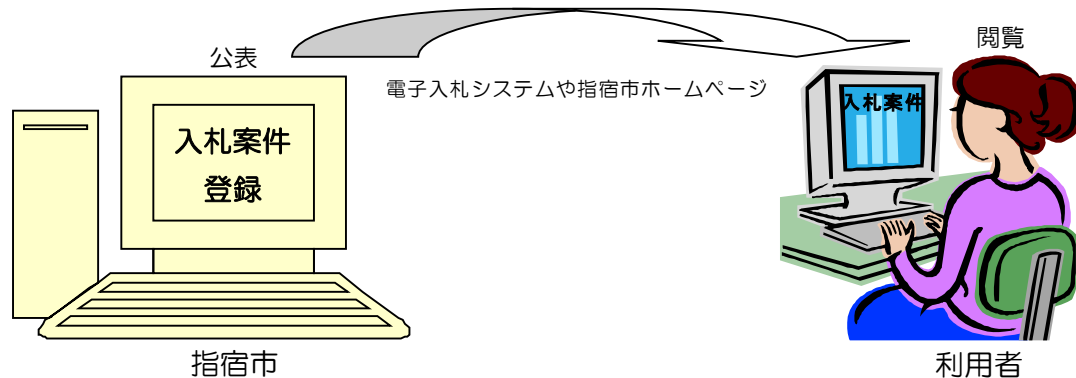
複数名義のICカードの登録は認めません。

ただし、ICカードの破損等に備えて、同一名義のICカードを複数登録することは認めます。

入札案件の登録

8 入札案件の登録

(1) 市は、定期的に電子入札案件について、入札方式、調達の概要、手続の日時その他の必要な事項を電子入札システムに登録します。このほか、市のホームページにも入札案件が公表されますので、定期的にごらんください。



注意してほしいこと！

紙入札案件は電子入札システムには掲載されません！！入札に参加しようとする方は市のホームページの入札情報を必ずご覧ください。

入札から契約まで

9 入札の参加方法

電子入札システムの対象となる入札案件は、条件付一般競争入札と指名競争入札です。

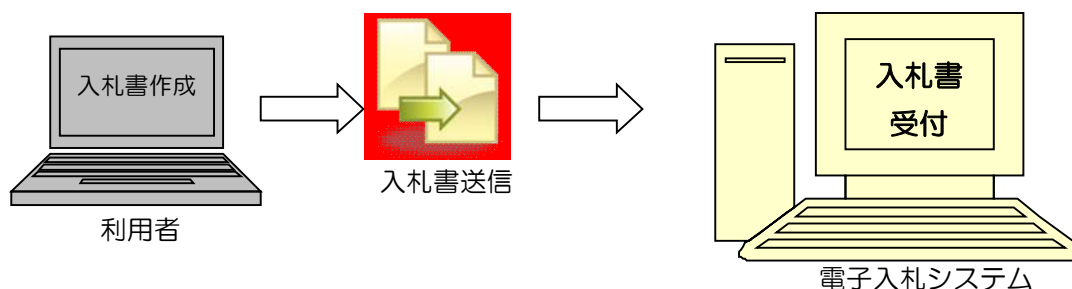
条件付一般競争入札 ⇒ ①入札案件が市のホームページに公告され、電子入札システムに登録されますので、電子入札システムから申し込みをしていただきます。(入札参加申込書を添えて送信していただきます。)

②市は入札参加資格の審査を行った後、その審査結果を電子入札システムにより通知いたします。

指名競争入札 ⇒ 電子入札の場合、電子入札システムにより市から指名通知書を送付されてきます。ただし、電子入札未登録の方については、これまでどおりの取扱いとします。

10 入札の実施と確認

- (1) 入札参加者は登録された入札案件についてシステムを使用して入札を行います。電子入札によって送信された入札書は、入札書提出締切日時までに電子入札システムのサーバーのファイルに記録されたものが有効となります。



入札書提出締切日時までに電子入札システムのサーバーのファイルに
記録されたら ⇒ 有効
記録されなかったら ⇒ 無効

! 注意してほしいこと！

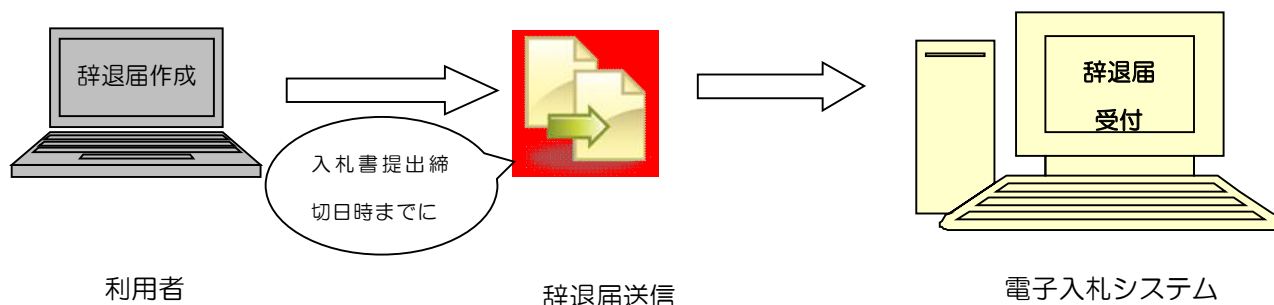
入札後、電子入札システムから入札書受付票が発行されますので、これにより入札書
が受け付けられたかどうかを必ず確認してください。

※入札の際に添付書類の提出が求められている場合は、「入札書の添付書類」(6ペー
ジ)を参照してください。

11 入札の辞退等

- (1) 電子入札システムによる辞退

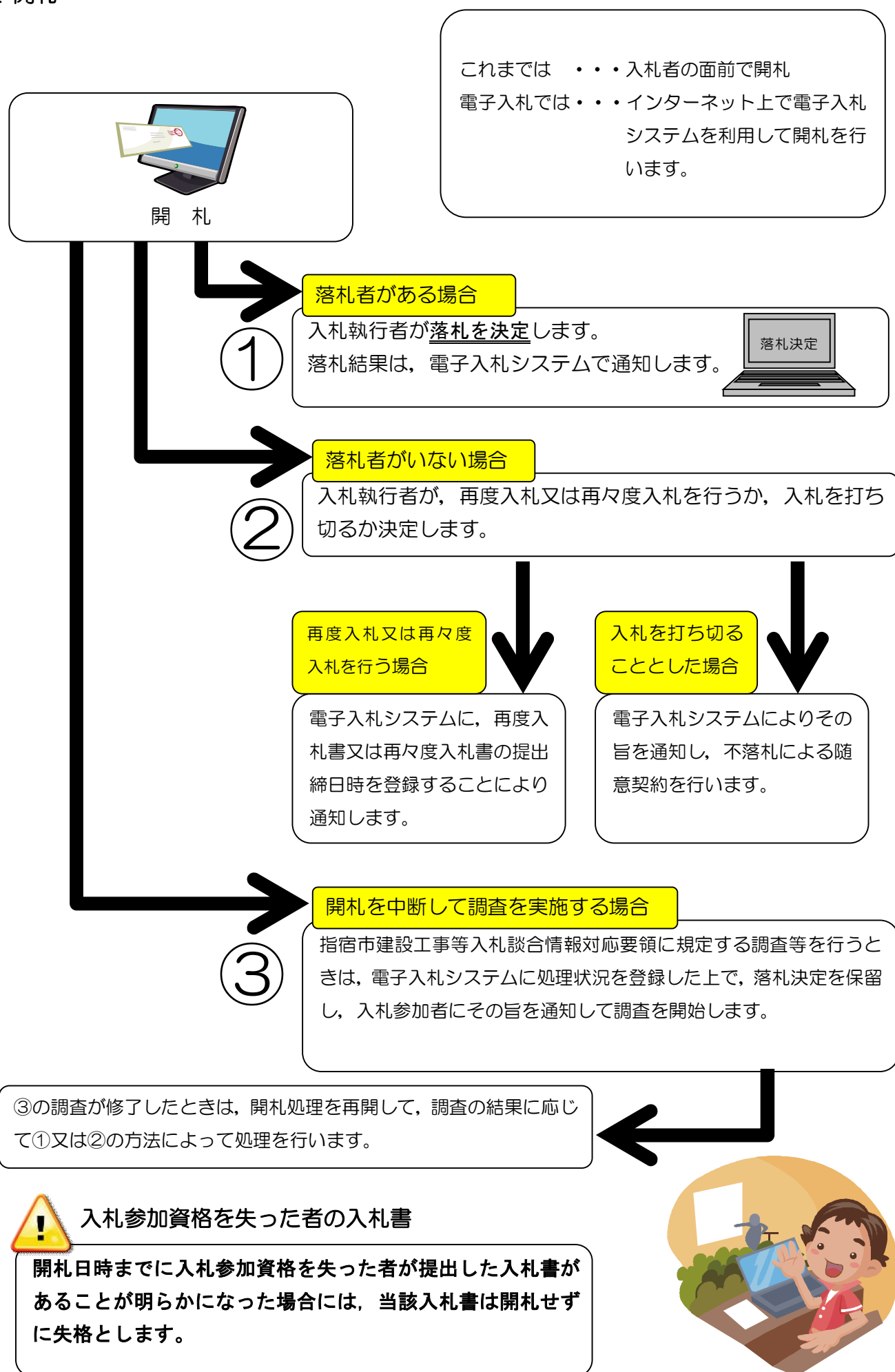
電子入札案件に参加する者は、入札書提出締切日時までに辞退届を電子入札システムで
提出することにより、当該案件の入札を辞退することができるものとします。



! 注意してほしいこと！

入札書を送信した後、当該入札に係る契約の相手方となることができない等で、当該
入札に参加するために必要な条件を満たさなくなった場合は、失格となりますので、
すぐに市に申し出てください。

12 開札



13 入札結果の公表

電子入札案件の処理状況は、随時、電子入札システムに掲載されますので、入札参加者はパソコンで確認できます。



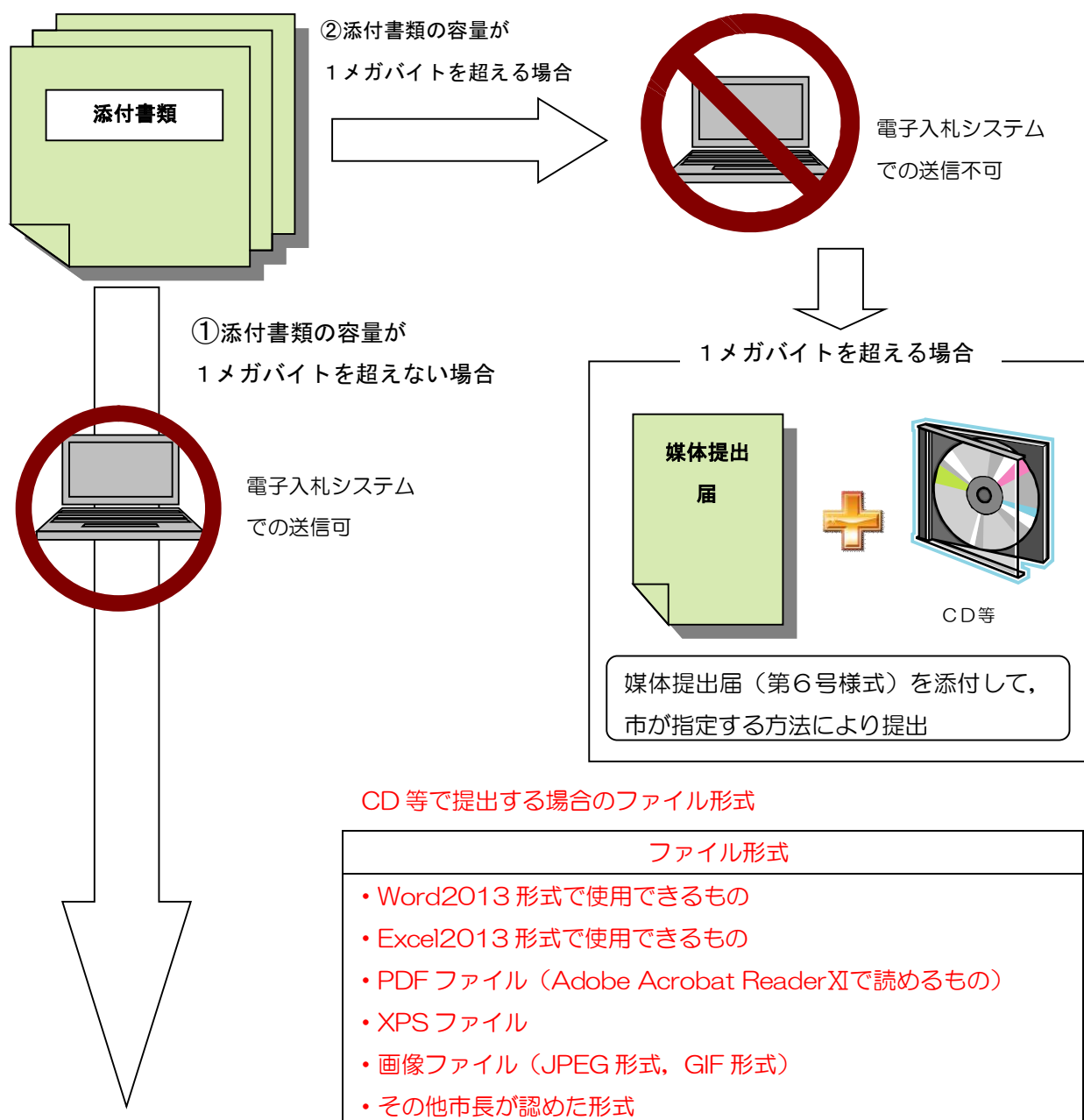
14 契約

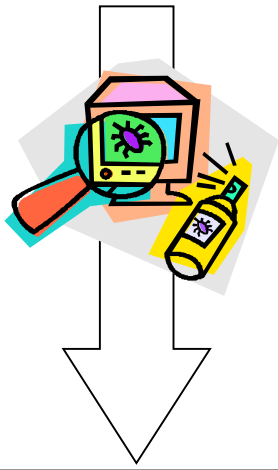
電子入札で落札した場合も、落札決定後の契約手続については、従来の書面手続により行います。

入札書の添付書類

15 添付書類

(1) 電子入札案件で工事費内訳書等の添付書類を提出する場合





添付書類を提出又は送信する前に、ウイルスチェックソフトを最新の状態にしてウイルスチェックを行い、ウイルスの感染がないことを確認してください。

1メガバイトを超えない場合

市が指定する電子データの形式で作成して、添付ファイルとして送信してください。



電子データで提出する場合のファイル形式

ファイル形式

- PDF ファイル（Adobe Acrobat Reader 9.0 で読めるもの）
- XPS ファイル

※上記以外の拡張子ファイルを添付しようとするとエラーメッセージが表示されます。

提出する電子データは、入札公告等で指定する場合があります。

※上記のほか、市が特に書面によって指定した添付書類があるときは、その書類を書面により作成し、指定された期限までに市が指定する方法により提出するものとします。



注意してほしいこと！

市は電子データにより提出された書類に不備やウイルス感染があることを発見したときは、提出期限を定めて提出者に再提出を指示します。提出期限までに再提出が行われなかった場合は、その書類が提出されなかったものとみなします。

なお、市は受信した添付ファイルにウイルス感染があることを発見した場合は、そのファイルは開封しません。

紙入札の方法等

電子入札での参加ができない場合

16 紙入札参加の申請

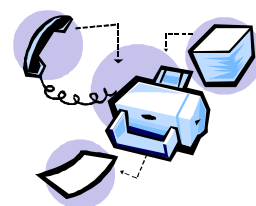
- (1) 電子入札案件において、やむを得ない理由で電子入札ができない場合には、紙入札参加申請書（第4号様式）を提出し、紙入札での参加の承認を受けてください。
- (2) 紙入札参加申請書の提出は、原則として、入札書提出締切日の前日までに行ってください。
- (3) 市は、紙入札参加申請があった場合、その理由が適切であると認められる場合に限り、紙入札参加承認の通知をします。
- (4) 紙入札参加が承認された後に、電子入札により入札した場合は、紙入札による入札と電子入札による入札書の双方を無効とします。

17 紙入札の方法

- (1) 電子入札案件において、紙入札参加が承認された者は、市が指定した日時及び入札会場で、従来の書面による入札書を提出してください。
- (2) 電子入札では、くじ引きで落札者を決定する場合に備え、あらかじめ任意の3桁の数字をくじ番号として決めておく必要があります。紙入札参加者は、この番号を入札書に記入してから投函してください。

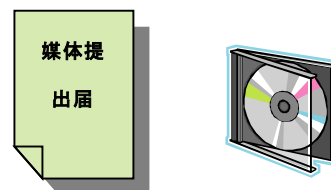
18 紙入札参加者への落札決定の方法

紙入札参加者のうち開札に立ち会わない方へは、電話又はFAX等により通知します。



19 添付書類の提出方法

紙入札参加の場合、添付書類の提出方法は6ページ「15 添付書類」の「②添付書類の容量が1メガバイトを超える場合」と同じ方法で提出してください。



そ の 他

20 禁止事項

次の行為は禁止します。またこの行為を行った者の入札は、原則として無効とします。

- (1) 事実と異なる情報が格納されているICカードを使用して電子入札すること。
- (2) 他人の利用者登録番号を用いてICカードの利用者登録を行い、電子入札すること。
- (3) (1)、(2)のほか、電子入札システムを利用して市の入札手続を妨害すること。



注意してほしいこと！

利用者登録番号は、入札権限を有する重要な番号ですので、機密事項として、他人に知られないようにしてください。

21 システム障害等の対応

電子入札システムの障害等によって、電子入札システムを使用できない場合には、電子入札案件を中止して、書面による入札に変更することがあります。

22 記録等の保存

電子入札案件の送受信記録等に関する情報は、当該案件の開札に係る処理を完了した日から起算して2年間保存します。

改正日 平成29年10月1日

問い合わせ先

総務部 財政課 財産契約係

電話 0993-22-2111 内線 143, 144

FAX 0993-24-3826